

## 仕様書

令和7年5月14日  
公益財団法人日本台湾交流協会  
貿易經濟部

## 1. 件名

「台湾におけるエネルギー動向及び関連産業調査」

## 2. 事業の背景・目的

- (1) 台湾では、2021年4月に蔡英文前総統が2050年のカーボンニュートラル実現を表明するとともに、2022年3月に「2050年ネットゼロ排出ロードマップ（以下「ロードマップ」）」を策定し、ネットゼロ達成に向け、二酸化炭素の排出量が多い電力分野において、2050年の総発電量に占める再生可能エネルギーの割合を60～70%まで引き上げることとしている。さらに2024年に就任した頼清徳総統は、同年4月に「気候変動対策委員会」を設立し、業界間の交流や情報交換を行い、気候変動対策戦略や各施策推進を加速させている。
- (2) 他方、頼総統は「台湾をAIの島にする」と発言しているところ、その実現のためには電力需要が一層増大することが見込まれており、長期的な電力の安定供給を確保に向けた対応も推進していくこととされている。
- (3) そこで、本調査では、①現在に至るまでの台湾のエネルギー政策を整理するとともに、半導体産業の発展やAI需要の出現により激動する情勢を踏まえた今後のエネルギー政策動向を把握し、②日本と台湾双方が有する個別エネルギー源に紐づく技術とプレイヤーの特定や、③そうした日台のプレイヤー同士によるビジネス連携及びビジネス機会創出の可能性、④それを実現する上での台湾における政策上の支援措置や規制面を含む参入障壁の有無について網羅的に調査し、日台のエネルギー安定供給に資するだけでなく、日本企業の台湾におけるインフラを含めたエネルギー関連案件への参入機会や共同研究開発推進の機会追求に資することを旨とする。

## 3. 事業の内容

上記目的を達成するため、以下の項目の調査等を実施する。

**調査項目1** 台湾当局等のエネルギー政策の変遷や予算的措置・事業案件の把握と日本企業等の参入機会の探求

- (1) 2021年4月に蔡英文前総統が2050年のカーボンニュートラル実現を表明して以降のエネルギー政策や2024年5月に発足した頼清徳政権のエネルギー政策を整理する。その際、半導体産業の発展やAI等の経済政策の動向も踏まえ、今後見込まれるエネルギー政策の動向についても整理すること。
- (2) 台湾当局による「ロードマップ」の推進に向けた予算計画（2022年から2030年まで）のうち、主要な予算配分対象となっている以下の2項目について動向を調査し、日本企業の参画余地について検討すること。なお、調査に際しては、当初予算計画だけでなく、直近の予算に関連する議論の動向も踏まえること。
  - ①再生可能エネルギー及び水素エネルギーの次世代技術開発
  - ②スマートグリッドと蓄電システムの強化
- (3) 台湾経済部が推進するエネルギー転換計画では、2025年までに発電量に占めるガス燃料の割合を50%まで引き上げることとしており、このようなガス燃料割合の増加を目指す計画に関連するインフラ需要を調査し日本企業の参画余地を検討すること。

**調査項目2** 関連分野に関連する台湾当局の規制的措置の把握と日本企業等への示唆の分析

- (1) 「ロードマップ」に盛り込まれた「12のキー戦略」のうち、「風力発電、太陽光発電」や「水素エネルギー」、「将来的なエネルギー（地熱発電・海洋発電・バイオマス発電）」、「送電・蓄電システム」、「省エネルギー」、「二酸化炭素回収・利用・貯留（CCUS）」等については、日本企業の貢献余地や市場参入余地があると推察されるところ、その実現に向けた政策方針や障害となり得るような規制的措置等の情報収集を行うとともに、規制的措置への対応への示唆が得られるような検討を行うこと。
- (2) 「長期的な電力の安定供給」に必要な施策と目されているガス源・ユニットの柔軟な配置、デマンドレスポンスの取り組み強化、蓄電設備の設置加速、送配電・変電を含む送電網強化に関する政策方針や規制的措置の情報収集を行うとともに、規制的措置への対応への示唆が得られるような検討を行うこと。

**調査項目3** 日台における関連プレーヤーの把握と協業可能性の検討

- (1) 日本と台湾には既存のエネルギー産業関係者や研究開発関係者が多数存在するが、台湾におけるエネルギー転換とカーボンニュートラル達成に必要な「①川上側の関係者」と「②それを支えるインフラの関係者」及

び「③未存在の技術を開発するために必要な研究開発者」の3つの切り口からプレイヤーを特定すること。

- (2) 調査項目3(1)で特定できた日台のプレイヤーについて、協業可能性を見据えた双方の補完可能性の検討を行うこと。

#### 4. 実施方法

##### (1) デスクトップ調査

先行研究に加え、日本・台湾・それ以外の公的・民間機関の調査報告書やデータベース、事業者のホームページ等で発表されている公開情報等の調査により現状や実態等を把握する。

##### (2) 企業及び関係機関等へのヒアリング調査

調査において必要な情報収集のため、台湾当局、日台の関連企業・団体、学界有識者などにヒアリング調査を行うこと(30機関程度を想定)。なお、日本企業への調査については、在台法人に限らず、必要に応じて関係する日本本社や今後の参画余地がある台湾未進出企業等へのヒアリングを実施すること。

ヒアリングに必要な資料、質問事項は概要につき公益財団法人日本台湾交流協会(以下、「当協会」と言う。)と事前に相談し、了解を得た上で、日本語、英語または中国語で作成しておくこと。

##### (3) 調査報告書

本事業の実施結果を報告書に取りまとめるほか、収集資料のリスト化を行うこと。

##### (4) 諸条件

4.(1)から(3)の実施にあたっては、事前に当協会と協議し、ヒアリング結果、事業の進捗、報告書のとりまとめ方法等について定期的に調整・共有すること。

効果的な調査を行うため、必要に応じて、海外渡航及び国内ないしは域内での出張(招へい)を行うこと。(当該用務で生じる経費は委託料に含むこと)

##### (5) その他

- ①事業期間中、当協会から指示があった場合は、既に電子媒体化したデータ及び分析結果の全部または一部を抽出し、速やかに提出すること。
- ②委託契約締結日から委託契約終了日までの間、必要に応じて当協会と打ち合わせを行うこと。
- ③各業務の実施にあたっては、当協会と密に連携をとり、協議の上で行うこと。また、調査の進捗状況は随時報告し、不明な点は当協会の指示を

仰ぐこと。

## 5. 実施期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

## 6. 提出物

契約書に記載のある所定書類以外の提出物は以下のとおり。

### (1) 調査報告書

- ①調査報告書及び調査で得られた元データを納入すること。
- ②調査報告書については、PDF形式に加え、機械判読可能な形式（Word形式等）のファイルも納入すること。オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、当協会以外の第三者の知的財産権が関与する内容を報告書に盛り込む場合は、報告書内に出典を明記すること。
- ③調査で得られた元データについては、機械判読可能な形式のファイルで納入することとし、特に図表・グラフに係るデータ（以下「EXCEL等データ」という。）については、EXCEL形式等により納入すること。公開可能かつ二次利用可能なEXCEL等データが複数ファイルにわたる場合、可能な限り限られた数のフォルダに格納した上で納入すること。

### (2) 報告書概要

- ①調査報告書についてはレポート形式（word・容量不問）で作成するとともに、サマライズ版（30スライド程度）をPDF形式及び機械判読可能な形式（PowerPoint形式等）で納入すること。
- ②上記①に加え、調査結果要旨を1スライド程度のPowerPoint形式で納入すること。

## 7. 提出方法・期限

提出期限：令和8年2月27日（金）

提出先：当協会東京本部貿易経済部

提出方法：提出物一式を電子媒体（CD-R等）1件（コピー可能なもの）、  
または当協会がダウンロード可能なクラウド等で提出

## 8. 事業予定

事業期間中における想定スケジュールは以下のとおり。

令和7年6月～7月頃 当協会との契約、調査開始

令和7年11月頃 中間報告会

令和8年1月頃	報告書の取りまとめ、案の提示
令和8年2月頃	最終報告会、報告書提出
令和8年3月中旬	確定検査

## 9. 情報セキュリティに関する事項

業務情報を取り扱う場合又は業務情報を取り扱う情報システムやウェブサイトの構築・運用等を行う場合、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（令和5年度改定版）」に規定された対策を講じるものとする。

## 10. 情報管理体制

- (1) 受注者は本事業で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、発注者に対し「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図）」を、提案書に含めるなどして契約前に提出すること。

（確保すべき履行体制）

契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、当協会が保護を要しないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

- (2) 本事業で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしてはならないものとする。ただし、当協会の承認を得た場合は、この限りではない。
- (3) (1) の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、予め当協会へ届出を行い、同意を得なければならない。

## 11. 履行完了後の情報の取扱い

当協会及び国から提供した資料又は当協会及び国が指定した資料の取扱い（返却・削除等）については、当協会担当者の指示に従うこと。業務日誌を始めとする経理処理に関する資料については適切に保管すること。

## 12. 業務委託料の支払い

委託料は、全委託業務完了後、当協会が提出を受けた「業務完了報告書」の検収を行い、合格した後に契約書に基づき請求できるものとする。当協会は、請求書を受領した日から30日以内に、その請求額を受託者の指定する銀行口

座に振り込む方法によって支払うものとする。

13. 問い合わせ先

公益財団法人日本台湾交流協会東京本部貿易経済部（委託調査担当）

電話 03-5573-2607

E-mail [bokei-k1@k1.koryu.or.jp](mailto:bokei-k1@k1.koryu.or.jp)